

第 3 5 号議案

中野区弥生町三丁目地区における建築物の制限に関する条例

上記の議案を提出します。

平成 3 1 年 2 月 2 6 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

弥生町三丁目地区における建築物の壁面の位置の制限等について定める必要がある。

中野区弥生町三丁目地区における建築物の制限に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の2第1項の規定に基づき、弥生町三丁目地区内に建築される建築物の構造に関する制限を定めることにより、適切かつ合理的な土地利用を図り、もって適正な都市機能及び安全で快適な都市環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、建築基準法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）において使用する用語の例による。

(適用区域)

第3条 この条例の規定は、平成31年中野区告示第10号により告示した東京都市計画地区計画弥生町三丁目地区地区計画の区域内に適用する。

(壁面の位置の制限)

第4条 前条に規定する適用区域内においては、建築物の壁又はこれに代わる柱の面から隣地境界線までの距離は、0.5メートル以上でなければならない。ただし、建築物又は建築物の部分が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 建築物の壁又はこれに代わる柱で、その中心線の長さの合計が3メートル以下のものであること。
- (2) 物置その他これに類する用途に供する建築物で、その軒の高さが2.3メートル以下のもので、かつ、その床面積の合計が5平方メートル以下のものであること。

(建築物の敷地が制限区域の内外にわたる場合の適用関係)

第5条 建築物の敷地が前条の規定による制限を受ける区域の内外にわたる場合は、当該建築物のうち当該区域内に存する部分について同条の規定を適用する。

(公益上必要な建築物の特例)

第6条 第4条の規定にかかわらず、区長は公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないものであると認めるときは、同条の規定に適合しない建築物の建築を許可することができる。

2 区長は、前項の規定による許可をしようとする場合においては、あらかじめ中野区建築審査会に諮問し、その意見を聴かなければならない。

(適用除外)

第7条 区長が前条第1項の規定による許可をした場合は、当該許可の範囲内において、この条例の規定は、適用しない。

(委任)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

(罰則)

第9条 第4条の規定に違反した場合における当該建築物の設計者(設計図書を用いないで工事を施工し、又は設計図書に従わないで工事を施工した場合においては、当該建築物の工事施工者)は、100,000円以下の罰金に処する。

2 前項に規定する違反があった場合において、その違反が建築主の故意によるものであるときは、当該設計者又は工事施工者を罰するほか、当該建築主に対して同項の刑を科する。

3 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前2項の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して第1項の刑を科する。

附 則

この条例は、平成 3 1 年 5 月 1 日から施行する。